

令和4年度加古川流域連携・県産木材利用推進事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、令和4年度東播磨県民局地域創生推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて行う、加古川流域連携・県産木材利用推進事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

(事業の趣旨)

第2 県産木材の利用促進が加古川を育む上流域の森林をはじめ、県下の森林の公益的機能発揮につながることから、東播磨地域において、県産木材に接する機会をより多く持ち、県産木材の魅力を広く知らしめて、その認知度を高め、県産木材の利用促進を図る。

(事業内容)

第3 県産木材の利用促進を図るため、県産木材製品展示会や木工教室等を通し、木材の良さや森林・林業の重要性について普及啓発を行おうとする民間事業者等の取り組みを支援する。

(事業計画等)

第4 本事業の実施にあたっては、別に定める加古川流域連携・県産木材利用推進事業審査要領に基づき、対象となる民間事業者等を選定して実施する。

2 本事業を実施しようとする民間事業者等は、加古川流域連携・県産木材利用推進事業計画書（様式第1号）（以下「事業計画書」という。）を東播磨県民局長（以下「局長」という。）に提出するものとする。

(事業量の決定)

第5 局長は、民間事業者等から提出のあった事業計画書について適正と認めたときは、予算の範囲内で補助金の内示（様式第2号）を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第6 第5の通知をうけた者は、要綱第3条の規定に基づき、局長に補助金交付申請書を提出するものとする。

なお、補助金の交付決定前に着手しようとする場合は、その理由を具体的に明記した事前着手届けを局長に提出するものとする。ただし、交付決定額がこの届出の額に満たない場合でも異議申し立ては出来ない。

(補助金の交付の決定)

第7 局長は、第6に基づく補助金交付申請の内容を審査し適正と認めたときは、要綱第4条に基づき補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行うものとする。

(事業費等の変更)

第8 事業実施主体は、交付決定内容に要綱第7条及び要綱第8条に基づく変更が生じた場合、第6に準じて補助金変更交付申請書を提出するものとする。

2 局長は、第8の申請があったときは、第7に準じ決定を行い、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(その他)

第9 本事業により生じた事故・損害等については、補助事業者の責務とする。

(附則)

この要領は令和4年4月1日から施行する。

(様式第1号)

加古川流域連携・県産木材利用推進事業計画書

令和 年 月 日

兵庫県東播磨県民局長 様

申請者 住所
企業名
代表者
電話番号
メールアドレス

加古川流域連携・県産木材利用推進事業実施要領第4の規定に基づき、下記のとおり事業計画書を提出します。

記

- 1 事業内容 別紙事業計画書のとおり
- 2 対象事業費 千円
- 3 補助金額 千円
- 4 添付資料
 - (1) 別紙 事業計画書
 - (2) 別記 収支予算書

別紙

加古川流域連携・県産木材利用推進事業計画書

1 申請者の概要

企 業 名		
代 表 者 名		
所 在 地		
担 当 者 名		担当者名
	電話	FAX
	E-mail	

2 事業計画の概要

<p>※ 開催するイベントごと(例えば、木工教室、県産木材製品展示会、ノベルティ製作など)について、その①内容、②場所、③時期、④係る経費が分かるよう、記載願います。</p>

※枚数制限はありませんので、記入欄は適宜調整してご記入ください。
※その他資料(補足説明、写真、函面、イメージ等)等があれば本計画書に添付してください。

別記

加古川流域連携・県産木材利用推進事業収支予算書

1 収入の部

科 目	予 算 額	摘 要
加古川流域連携・県産木材 利用推進事業補助金	円	
自己資金		
計		

1 支出の部

科 目	予 算 額	摘 要
県産木材普及啓発	円	
計		

(注) 収支の計はそれぞれ一致する。

(様式第 2 号)

東播(加農)第 号
令和 年 月 日

様

兵庫県東播磨県民局長
(加古川農林水産振興事務所)

加古川流域連携・県産木材利用推進事業計画の承認
並びに補助金の内示について

令和 4 年 月 日付けで提出のあった加古川流域連携・県産木材利用推進事業計画については計画内容のとおり承認します。

については、同事業補助金として、下記のとおり内示します。

なお、令和 4 年度東播磨県民局地域創生推進事業補助金交付要綱第 3 条の規定に基づき、補助金交付申請書を令和 4 年 月 日までに提出願います。

記

区分	事業主体	総事業費 (円)	補助金 (円)
加古川流域連携・ 県産木材利用推進 事業補助金			
合 計			